

職業被ばく情報システム (ISOE)

ISOE 規約 (2016-2019)

第25回年次会議 (2015年11月) において、ISOEの運営委員会は、ISOE規約を更に4年間延長し、2019年12月31日に終了するものとして、その規約を再承認した。

発効日：2016年1月1日

職業被ばく情報システム (ISOE) の運用についての規約

本規約の附属書－I に示す原子力発電事業者、本規約の附属書－I に示す国内規制当局、若しくはそれらの代理機関 (以後それぞれ、「参加事業者」及び「参加規制当局」と称し、それらを併せて「ISOE参加者」と称する) 及び本規約の附属書－I に示すISOE技術センター (以後これらを集合的に「参加者」と称する) は；

国際放射線防護委員会 (International Commission on Radiological Protection) により勧告されているように、防護の最適化の原則 (またALARAの原則とも呼ばれる) は、原子力施設で働く作業員の被ばくの管理との関連において極めて重要であることに鑑み；

ALARAの経験、線量低減技術、及び原子力施設の従事者、並びに請負業者の従業員への個人線量及び集団線量についての情報とデータの交換と分析が効果的な線量管理プログラムの実施とALARA原則の適用に必須であることに鑑み；

各国における原子力施設内の職業被ばくのレベルと傾向について、及び線量低減技術について、国際的データベースが利用可能であることが原子力発電所及び設備を設計する際に、そしてまた原子力施設における運転や保守を計画する際に、作業員の防護を向上させるであろうことに鑑み；

規制機関と電気事業者の双方が職業被ばく管理の分野で協力するのは、原子力施設における作業員の防護のためであることに鑑み；

現場での規制機関と電気事業者のそれぞれの役割の相違、及びある種の情報を保護することの電気事業者側の必要性を認識し；

OECD原子力機関 (OECD/NEA) は、その設立定款の第8条 (b)項において、その加盟国間に公衆の健康の保護、並びに原子力産業における事故防止のための共同サービスの構築の推進を委任されていることに鑑み；

OECD/NEAの放射線防護・公衆衛生委員会 (Committee on Radiation Protection and Public Health) は、加盟国間の職業被ばくについての情報交換システムの設立を支持し、そしてOECDの原子力エネルギー運営委員会 (Steering Committee for Nuclear Energy) が、1991年10月2日にその設立を承認したことに鑑み；

欧州委員会 (EC) が、ヨーロッパにおける発電用原子炉からの作業関連の線量を収集し分析するシステムを運用していることに鑑み；

OECD/NEAとECとの間の書簡の交換が職業被ばく情報システムとECシステムとの間の連絡と協調の基盤を構成していることに鑑み；

国際原子力機関（IAEA）が、その設立案第Ⅲ.A.6条の下で、労働条件に関する基準を含む、健康保護のための安全基準を確立し、これらの基準の適用を準備する権限を与えられたことに鑑み；

OECD/NEAとIAEAの間の1960年9月30日の、原子力エネルギー事項に関する一般協力協定、及びOECD/NEA 非加盟国からの参加者を含めることの重要性に基づいて、IAEA はこの職業被ばく情報システム共同後援者となり、IAEA加盟国ではあるがこれらの規約の下ではOECD/NEAの加盟国ではない国々に対する技術センターの機能を果たすことに合意したことに鑑み；

職業被ばく情報システム運営委員会（Information System on Occupational Exposure Management Board）（旧称、ISOE運営グループ）は、1997年10月に、情報システムについてIAEAとOECD/NEAが共同事務局（NEA/ISOE/DOC(97)13）を形成することに合意し、その機能の詳細は第9条に規定されていることに鑑み；

以下に述べる規約の下に、職業被ばく情報システム（以後「ISOE」と称する）を設立し、参加し、そして運用を維持することに合意する。

第1条

ISOEの目的と範囲

a. 前文第1パラグラフで述べたすべての参加者は、本規約に従い、原子力発電所の運転における職業被ばく防護の最適化に関する情報、データ、及び経験の交換のための、並びに収集された情報、データ、及び経験の編集と分析のためのシステム (ISOE) の設立と運営に協力するものとする。ISOEは、ISOE参加者に対して、以下を提供することを目的とする。

— ISOE参加者のALARAの経験、並びに集積されたデータの評価と分析を含むi)作業員の防護を最適化する方法、及びii)原子力発電所における職業被ばくについての、広範囲かつ定期的に更新される、情報、データ、及び経験；

— 情報交換プラットフォーム、ワークショップ、及びシンポジウム、共同事業及び出版を含む、これらの事項についての情報と関連する経験を普及させるための通信ネットワーク、並びに放射線防護の最適化への寄与としての資源。

b. この目的は、参加者が利用するための、システム全体に及ぶ専門化された資源、データベース、あるいは伝達プラットフォームの導入と維持により支援されるものとする。それらは、例えば、線量情報、プラント関連情報、そして原子力発電所における放射線防護関連情報のISOEデータベース、並びにISOE情報の収集、交換、及び配布のためのISOEネットワーク・ウェブサイトである。

c. ISOEへの情報、データ及び経験の提供、及びISOE内の情報へのアクセスの条件は、参加事業者については第4条、参加規制当局については第5条、並びに本規約の附属書Ⅱに示される。

第2条

ISOEの組織

a. ISOEの組織は、分散型形態とする。ISOEの全体的運営は、第7条に記載のようにすべてのISOE参加者からの代表から成るISOE運営委員会、そして第8条に記載のようにISOEビューローの管理下にあるものとする。

b. 日常の運営は、各ISOE技術センターが行うものとするが、その各々は、それぞれの地域におけるISOE参加者を支援するために、第3条に規定されるサービスを提供することに責任を有する。

c. ISOEへの情報、データ及び経験の提供は、参加事業者については第4条に、参加規制当局については第5条に記載のように、技術センターの支援の下にISOE参加者が行うものとする。

d. 第9条に記載のように、OECD/NEAとIAEAは運営の全体的調整を支援するよう要請される。

第3条

技術センター

a. 技術センターは、当文書附属書Ⅱに規定されるように、職業被ばく、並びに線量低減技術に関する情報、データ、及び経験を収集し、入力し、品質管理し、そして検索サービスを提供すると同時に、このような経験とデータについての情報を管理し、分析し、そして配布するか、若しくは状況に応じて配布できるようにするものとする。

- b. 技術センターは、ISOEによって各地域で収集されたすべての情報、データ、及び経験が、地域間で伝達され、そして（アクセス管理に適合する）ISOE参加者が、それぞれのセンターにおいて、また、ISOEデータベースとISOEネットワーク・ウェブサイトのようシステム全体に及ぶ専門化された資源、データベース、あるいは情報伝達プラットフォームを通してアクセスすることができることを保証できるように組織化される。
- c. ヨーロッパ技術センターは、システム全体のISOEデータベースの運営に責任を有し、ISOEネットワーク・ウェブサイトの管理者及びコーディネーターとしての役割を果たすものとする。
- d. 各センターは、ISOE運営委員会により、若しくはISOEビューローを通して指示されるすべての任務が満足行く形で実施されることを保証できるように組織され、これらの任務を調整するために定期的に会合を持つこととする。
- e. これらのセンターは、本規約の附属書－Iにより規定されるものとする。

第4条

参加事業者

- a. それぞれの参加事業者は、当該の技術センターに対して、直接、若しくはシステム全体に及ぶ情報伝達プラットフォームを通して、ISOE運営委員会が定めた適切な時間枠内に、当文書附属書－IIに規定されるように、ISOEの運営に対して必要、あるいは有用と見なされる関連情報、データ、及び経験を提供するものとする。それにはISOEの支援の下における活動の一部として収集された、あるいは作成された情報も含まれ、それらは自由に利用することができ、また何らの契約上、及び／又は法的な拘束なしに伝達することができる。
- b. 参加事業者は、当文書の附属書－IIに規定のように、ISOE内部で利用可能な情報、データ、及び経験へのアクセスができるものとする。
- c. 参加事業者はまた、ISOE内部で利用可能な情報、データ、及び経験に基づいて作成されるすべての分析報告書、並びにISOE運営委員会の指示の下に作成される他のいかなる研究、編集物、及びレビューをも受け取ることができる。

第5条

参加規制当局

- a. それぞれの参加規制当局は、当該の技術センターに対して、直接、若しくはシステム全体に及ぶ情報伝達プラットフォームを通して、ISOE運営委員会が定めた適切な時間枠内に、ISOEの運営に対して必要、あるいは有用と見なされるとISOE運営委員会が定めた関連情報、データ、及び経験を提供するものとする。それにはISOEの支援の下における活動の一部として収集された、あるいは作成された情報も含まれ、それらは自由に利用することができ、また何らの契約上、及び／又は法的な拘束なしに伝達することができる。
- b. 参加規制当局は、本規約の附属書－IIに規定されるように、ISOE内部で利用可能な情報、データ、及び経験へのアクセスができるものとする。
- c. 参加規制当局はまた、ISOE内部で利用可能な情報、データ、及び経験に基づいて作成されるすべての分析報告書、並びにISOE運営委員会の決定の下に、ISOE内部で作成される他のいかなる研究、編集物、及びレビューをも受け取ることができる。

第6条

国内及び地域コーディネーター

- a. 各地域／国におけるISOE参加者は、彼らのISOEへの関与を促進するために、地域／国内コーディネーターとして活動する1つの機関を合同で指名することができる。
- b. 地域／国内コーディネーターの任務は、当該の地域／国におけるISOE参加者間の連携のチャンネルとしての役割を果たすこととする。特に下記についてである。
 - － ISOE運営委員会において、それぞれの地域／国内の参加事業者を代表する。
 - － それぞれの地域／国内のISOE参加者を、ISOE運営委員会、及び関連する技術センターとの運営上の連携において支援する。
 - － ISOEへの情報、データ、及び経験の伝達を円滑化する。
 - － 第12条に基づいて、ISOE参加者が該当する技術センターに対して行う財政貢献のプロセスを円滑化する。
 - － 彼らの活動を調整するために、必要に応じて会合を持つ。
- c. 一般には、地域／国内コーディネーターは、第7条b項に基づいて、参加事業者、若しくはISOE運営委員会において彼らを代表する組織から選出される。技術センターが特定の国についての国内コーディネーターの役割を担うことが要請される例外的なケースにおいては、第7条b項にあるように、技術センターの代表はISOE運営委員会に、アドバイザーとして参加することができる。

第7条

ISOE 運営委員会

- a. ISOEは、本条により構成されたISOE運営委員会（旧称、運営グループ）の管理の下に運営される。
- b. ISOE運営委員会は、当文書附属書Ⅲに示される配分に従い、参加事業者及び参加規制当局から指名された、各参加国からのメンバーにより構成されるものとする。各技術センターの代表は、アドバイザーとしての立場でISOE運営委員会に参加する。OECD/NEA及びIAEAの代表もまた、アドバイザーとしてISOE運営委員会に招聘され、第9条に基づき、その会議においては共同事務局の機能を果たすものとする。欧州委員会のメンバーもまた、オブザーバーとしての立場で、ISOE運営委員会に招聘されることもあり得る。ISOE運営委員会の裁量において、他の組織からの代表もまた、オブザーバーとしての立場で、状況に応じて臨時に出席するよう要請される場合もある。
- c. 各メンバー、あるいは代表は、ISOE運営委員会の会議に出席することができない場合には、代理者の出席が認められる。
- d. それぞれの組織は、指定されたメンバー、若しくは代表の名前を、OECD/NEAの事務局に書面により通知するものとする。OECD/NEAの事務局は、ISOEの参加者に対し、指定されたISOE運営委員会のメンバー、若しくは代表のリストを通知するものとする。
- e. ISOE運営委員会は、特に次の業務を行う。
 - i) ISOEの健全な運営の必要性に応じて、本規約の目的及び条項と整合した規則を作成し指示を与える。

- ii) 各年の ISOE 業務プログラムを採択し、年次活動報告書を承認する。
 - iii) ISOE内の情報とデータ、及びISOEの作業結果の出版、あるいはその他の形態による普及についての方針の策定、並びにデータ収集に使用される様式の決定。
 - iv) ISOEの運営の必要性に応じて、下位グループ、及び／又は状況に応じて臨時招集される技術作業グループの設置。
 - v) ISOE参加者、技術センター、OECD/NEA、あるいはIAEAにより提起される事項の検討。
 - vi) 本規約により与えられているその他の機能の実施。
- f. ISOE運営委員会は、参加事業者メンバーの中から、議長と次期議長を、そして参加規制当局メンバーの中から副議長を選任する。議長の選任は、実行可能な限り、そしてISOE運営委員会の裁量の下に、技術センターの地域の代表者による輪番を考慮する。次期議長は、通常2年の任期として選任され、その後任期2年の議長に就任する。副議長は、通常任期2年として選任されるが、ISOE運営委員会により、追加2期までの再選の可能性があり（最長6年）。
- g. ISOE運営委員会、ISOEビューロー、及びその下位グループは、適切と見なされた場合には、少なくとも年1回は定例会議を開くものとするが、それは議長と協議した上で、共同事務局が招集するものとする。特別会議は、議長が必要と認める要請をメンバーから書面で受け取った後、適切な期間内に共同事務局により招集される。
- h. ISOE運営委員会は、最大限可能な限り総意に基づいて、運営及び決定を行うものとする。正式の投票が必要な場合には、本規約の他の定め（第13条a項及び第16条b項参照）による場合を除き、決定は投票数の3分の2の多数により採択される。会議の事務処理のための定足数を構成するためには、指名されたISOE運営委員会のメンバーの半数の出席が必要である。
- i. 第7条h項、第8条a項、及びISOE運営委員会が共同事務局と協議の上で採択する他の追加規則に従い、ISOE運営委員会及び下位グループは、OECDの手続き規則を準用するものとする。
- j. ISOE運営委員会は、OECD/NEAの放射線防護・公衆衛生委員会（CRPPH）を通して、全般的な業務の進捗について、OECD/NEA運営委員会に定期的に情報提供するものとする。
- k. ISOE運営委員会は、全般的な業務の進捗について、IAEA原子力安全局の副局長に定期的に情報提供するものとする。

第8条

ISOE 運営委員会ビューロー

- a. ISOE運営委員会ビューロー（以後、ISOEビューローと称する）は、ISOE運営委員会合が開催されていない間は、共同事務局を通して、必要に応じて、ISOE運営委員会の代理をする。
- b. ISOEビューローは、ISOE運営委員会により選任され、第7条f項に規定されるように、常に、最小限、議長、次期議長及び副議長により構成される。
- c. ISOEビューローの議長経験者、現職のISOE下位グループ議長、及びISOE技術センターの代表は一般に、少なくとも年1回はISOEビューローの会議（若しくはその指定された部会に）に、投票権のないアドバイザーの立場で出席するよう要請される。ISOEビューローの裁量によって、その

他の人物を、状況に応じて招聘することも可能である。

第9条

ISOE 共同事務局

- a. ISOE共同事務局は、この規約の定めに基づき、そしてISOE運営委員会とISOEビューローの指示に従い、ISOEの全体的調整を容易にし、その円滑な運営を確保するよう要請される。
- b. OECD/NEAとIAEAは、共同事務局の日常業務の実施に対して、共通の認識を示すものとする。
- c. ISOE運営委員会、ISOEビューロー及び下位グループの会議はすべて、共同事務局が招集し、議事次第と資料は、必要に応じ、ISOEビューロー、若しくは下位グループの議長との協力の上で両事務局が共同で準備する。議事次第と資料は、提案された会議の日付に十分に先立って、OECD/NEAの事務局が配布するものとする。
- d. 共同事務局の少なくとも1人の代表は、第7条b項に定めるように、ISOE運営委員会、ISOEビューロー及び下位グループの会議に出席するものとする。例外的状況により、共同事務局が既に招集された特定の会議に出席できない場合には、会議は、議題、決議、及び措置を含む議事作成、そしてそれらを適切な期間内に共同事務局に提供する責任を負うことになる会議書記の指名の後に進行される。
- e. ISOE年次報告書は、両事務局により共同で作成され、ISOE運営委員会の承認を得るものとする。

第10条

OECD/NEA (原子力機関)

- a. OECD/NEAは、可能な限り広範に、加盟国がISOEに参加することを奨励し、この分野における他のOECD/NEAの活動との調整に努めるものとする。
- b. OECD/NEAは、ISOE運営委員会、ISOEビューロー及び下位グループの会議において、IAEAと共に共同事務局の機能を果たし、また第9条に定められているように、ISOEの効率的な運用に必要な調整サービスを提供することが要請される。特に、以下のことが要請される。
 - － ISOEが本規約に基づき運営されることを確実にするという観点から、ISOE運営委員会及びISOEビューローに対し助言を行う。
 - － 各技術センター間の活動の効率的な連携を促進させる。
 - － 各年の作業プログラムの草案、及び活動報告の作成を支援する。
- c. OECD/NEAは、情報の開示あるいはその利用に関する第13条の規定を順守する形で、ISOE運営委員会の指示による情報交換ツール、特にウェブベースによる情報交換及びデータ管理アプリケーションを開発して維持することによって、情報とデータの交換を支援することが要請される。

第11条

IAEA (国際原子力機関)

- a. IAEAは、可能な限り広範に、加盟国がISOEに参加することを奨励し、この分野における他のIAEAの活動との調整に努めるものとする。

b. IAEAは、ISOE運営委員会、ISOEビューロー及び下位グループの会議において、OECD/NEAと共に共同事務局の機能を果たし、また第9条に定められているように、ISOEの効率的運用に必要な調整サービスを提供することが要請される。特に、以下のことが要請される。

- － IAOEが本規約に基づき運営されることを確実にするという観点から、ISOE運営委員会及びISOEビューローに対し助言を行う。
- － 各技術センター間の活動の効率的連携を促進させる。
- － 各年の作業プログラムの草案、及び活動報告の作成を支援する。

第12条

財務

a. IAOEの基本的運営は、地域分散ベースの財務で行われる。したがって、IAEAの技術センターを除いては、各技術センターによるISOEの運営に伴う費用は、メンバーに恩恵をもたらす活動からの他の収入源にかかわらず、その技術センターに所属するISOE参加者が必要に応じて負担する。

b. 本条の(e)項条件下で、各技術センターにおけるISOE参加者間の費用の割当ては、その技術センター内のISOE参加者間の直接の取決めによって、国ごとに決定されるものとする。

c. 本条の(e)項条件下で、ISOE参加者は、技術センターに対し、技術センターの承認された作業プログラム範囲内で、その利用可能性を条件として、自らの費用において特別な活動を要請することができる。

d. 本条の(e)項条件下で、各ISOE参加者は、当該の技術センターに対し上述の(a)及び(b)項に従うISOEの運営のために提供する費用の他に、ISOEに参加するための活動、及び関連する活動に自らが要するすべての費用を負担するものとする。

e. IAEAの技術センターによるISOEの運営に伴う費用は、IAEAが適切と見なす方法で、そして加盟国の同意が得られる方法によって、資金提供が行われるものとする。

第13条

情報管理

a. 適時かつ適切な情報交換は、ISOEの重要な要素であることを認識した上で、本条は、この規約の下において情報の収集、処理、保護及び普及に適用可能な一般的規定について述べる。追加規則及び手順は、必要であれば、ISOE運営委員会によって、全員一致で、そして本条に準拠して、採用されるものとする。

b. 情報交換プログラムとして、ISOEは、原子力発電所における職業被ばく防護の最適化に資する多くの種類の情報を保管している。それは例えば、線量情報、プラント関連情報、及び放射線防護関連情報のデータベース；技術的分析及びベンチマーキング情報；ユーザーの経験及びフィードバック；シンポジウムと会議の成果；関連する報告書と出版物；及びISOE運営委員会がISOE参加者にとって有用と見なすその他の種類の情報である。

c. 参加者は、ISOEに含まれる、若しくはISOEから生ずる情報を、ISOE運営委員会の事前の承認なしに、ISOE外に開示し、若しくは普及させてはならない。その情報が第13条d項に規定する専有情報である場合には、ISOE運営委員会の承認に加えて、その情報の提供者の事前の承認が必要であ

る。

d. 本条に関して、専有情報とは、下記を満たすことを条件に、ISOEより以前に、あるいはISOE外で入手されており、適切に標示を与えられている商業機密やノウハウのような機密的な性格を有する情報である。

i) 一般的には知られておらず、あるいは他のソースからは公開されていない。

ii) これまでに、守秘義務なしに所有者から他者には提供されていない、及び

iii) これまでに、何らかの守秘義務なしには受領者としてのISOE参加者には提供されていない。

e. 参加者は、本条、それぞれの国の法令及び国際法に従い、ISOEにより提供された専有情報を保護するために必要なあらゆる方策を講じるものとする。専有情報をそれと特定し、それが適切に標示されることを保証するのは、その情報を提供する参加事業者の責任である。

f. この規約の下で実施された作業についての、あるいはこの規約とその結果から発生した活動からの結果としての刊行物及び報告書は、それらは研究、アセスメント、分析、評価、及び議事録を含み、また、それに限定されるものではないが、ISOE運営委員会が定めた方法と書式により取りまとめられ、規則に従い、そしてISOE運営委員会により確立された制限内で準備され、すべてのISOE参加者及びその他の関係組織に配布されるものとする（第7条項参照）

g. 参加者は、ISOEに保有される、若しくはISOEから生じる情報を商業目的に使用してはならない。

第14条

ISOEへの加入

a. ISOEに加入したいと望む原子力電気事業者あるいは国内規制機関は、共同事務局を通じて、そしてそれが適切であれば関連する地域／国内コーディネーターを通じて、ISOE運営のための本規約を受け入れることを文書によりOECD/NEA及びIAEAの事務総長に対して通知するものとする。

b. 新しい原子力電気事業者あるいは国内規制機関がISOEに加入した場合には、当該の技術センターが必要とする運営費用に対する負担金の分担割合は、このような新加入者を考慮に入れて調整する必要が生じる可能性がある。

c. OECD/NEA及びIAEAの事務総長は、共同事務局を通じて、他のすべてのISOE参加者に対して、受入れの通知が受領されたことを通知するものとする。

d. 各ISOE参加者はまた、正式な及び運営上の連絡窓口を指定し、その情報を共同事務局に提供するものとする。

e. ISOE運営委員会は、(i)その第三者機関との協力がISOEの目的全体に有益であると運営委員会が判断し、かつ(ii)その第三者機関がISOEに参加者として参加できない・参加すべきでない運営委員会が判断した場合、第三者機関と技術協力合意文書（TCA）を結ぶことができる。

この14(e)項に係る運営委員会の判断及び決定は、7(h)項の規定に基づいて行われる。運営委員会がTCAを結ぶことに合意すれば、運営委員会の議長は、運営委員会の名においてTCAに署名することができる。

TCAに署名をした第三者機関による、ISOEウェブサイト及びデータベースの閲覧が制限された部分へのアクセスは、その機関がISOEのために行うタスクに関連のある情報やデータだけの閲覧であり、またISOE運営委員会により明白に承認されている場合を除き、認められない。

第15条

ISOE 参加者の脱退

- a. いずれのISOE参加者もOECD/NEA及びIAEAの事務総長に対して、共同事務局、及び当該の地域／国内コーディネーターを通じて、3か月の余裕をもって書面による通知により、いつでもこれらの規約から脱退することができる。規約第13条c項、e項、及びg項の下における義務は、ISOE参加者が脱退した後も、何らの期限なしに継続するものとする。ISOE参加者の脱退は、当該の技術センターが必要とする運営費用に対する負担金の分担割合を、このような脱退者を考慮に入れて調整する必要が生じる可能性があることを除けば、他のISOE参加者の権利と義務（脱退しようとするISOE参加者がISOEに対して既に提供した情報へのアクセスを含め）に影響を与えない。
- b. OECD/NEA及びIAEAの事務総長は、共同事務局を通じて、他のすべてのISOE参加者に対して、脱退の通知が受領されたことを通知するものとする。

第16条

最終規定

- a. 本規約は2016年1月1日に発効し、その日から4年間を有効期間とする。それらは、ISOE運営委員会を通してのISOE参加者の同意により、それ以降も延長することができる。
- b. 本規約、及びその附属書ⅡとⅢは、ISOE運営委員会を通してのISOE参加者の書面による全員一致により、いつでも改訂することができる。本規約の附属書Ⅰは、共同事務局の要請により修正することができ、ISOE参加者には配布することにより通知される。
- c. ISOE運営委員会は、ISOE参加者が本規約の義務のいずれかに適合しなかった場合の、除名を含め、適正と見なされるいかなる措置も講じることができる。
- d. IAEA及びOECD/NEAのいずれも、それらが、若しくはそれらのうちのいずれかが、本規約の下にISOEに対して提供したサービスの結果として、参加者のいずれかが、被害、若しくは損失を被ったとしても、そこに意図的な不当行為、あるいは重大な過失があったことが立証された場合を除き、責任を負わないものとする。

附属書—I
ISOE 参加者 (2017 年 12 月 19 日現在)

PARTICIPATING UTILITIES / FOURNISSEURS PARTICIPANTS (76)

Operating Reactors / Réacteurs en service (345)

Country / Pays	Utility ¹ / Compagnie d'électricité	Plant name / Nom de la centrale		
Armenia, Republic of	Armenian Nuclear Power Plant (CJSC)	Medzamor 2		
Belgium	ENGIE Electrabel	Doel 1, 2, 3, 4	Tihange 1, 2, 3	
Brazil	Electrobras Eletronuclear S.A.	Angra 1, 2		
Bulgaria	Kozloduy NPP Plc.	Kozloduy 5, 6		
Canada	Bruce Power	Bruce A1, A2, A3, A4	Bruce B5, B6, B7, B8	
	New Brunswick Electric Power Commission	Point Lepreau		
	Ontario Power Generation	Darlington 1, 2, 3, 4 Pickering 1, 4	Pickering 5, 6, 7, 8	
China	China Guangdong Nuclear Power Group (CGN)	Daya Bay 1, 2	Ling Ao 1, 2, 3, 4	
	CNNC Qinshan Nuclear Power Company, Ltd	Qinshan 1		
	Fujian Ningde Nuclear Power Co., Ltd	Ningde 1, 2, 3, 4		
	Fujian Fuqing Nuclear Power Co., Ltd	Fuqing 1, 2, 3		
	Jiangsu Nuclear Power Corporation	Tianwan 1, 2		
Czech Republic	ČEZ, a. s.	Dukovany 1, 2, 3, 4	Temelin 1, 2	
Finland	Fortum Power and Heat Oy	Loviisa 1, 2		
	Teollisuuden Voima Oyj (TVO)	Olkiluoto 1, 2		
France	Électricité de France (EDF)	Belleville 1, 2 Blayais 1, 2, 3, 4 Bugey 2, 3, 4, 5 Cattenom 1, 2, 3, 4 Chinon B1, B2, B3, B4 Chooz B1, B2 Civaux 1, 2 Cruas 1, 2, 3, 4 Dampierre 1, 2, 3, 4 Fessenheim 1, 2	Flamanville 1, 2 Golfech 1, 2 Gravelines 1, 2, 3, 4, 5, 6 Nogent 1, 2 Paluel 1, 2, 3, 4 Penly 1, 2 Saint-Alban 1, 2 Saint Laurent B1, B2 Tricastin 1, 2, 3, 4	
Hungary	Magyar Villamos Művek Zvt	Paks 1, 2, 3, 4		
Japan	Chubu Electric Power Co., Inc.	Hamaoka 3, 4, 5		
	Chugoku Electric Power Co., Inc.	Shimane 2		
	Hokkaido Electric Power Co., Inc.	Tomari 1, 2, 3		
	Hokuriku Electric Power Co.	Shika 1, 2		
	Japan Atomic Power Co.	Tokai 2	Tsuruga 2	
	Kansai Electric Power Co., Inc.	Mihama 3 Ohi 1, 2, 3, 4	Takahama 1, 2, 3, 4	
	Kyushu Electric Power Co., Inc.	Genkai 2, 3, 4		Sendai 1, 2

¹ Where multiple owners and/or operators are involved, only Leading Undertakings are listed / En cas de plusieurs propriétaires et/ou exploitants, seuls les principaux sont mentionnés

	Shikoku Electric Power Co., Inc.	Ikata 2, 3	
	Tohoku Electric Power Co., Inc.	Higashidori 1	Onagawa 1, 2, 3
	Tokyo Electric Power Co.	Fukushima Daini 1, 2, 3, 4	Kashiwazaki Kariwa 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7
Korea, Republic of	Korea Hydro and Nuclear Power Co., Ltd. (KHNP)	Hanbit 1, 2, 3, 4, 5, 6 Hanul 1, 2, 3, 4, 5, 6 Kori 1, 2, 3, 4	Shin Kori 1, 2, 3 Shin Wolsong 1, 2 Wolsong 1, 2, 3, 4
Mexico	Comision Federal de Electricidad	Laguna Verde 1, 2	
The Netherlands	E.P.Z.	Borssele	
Pakistan	Pakistan Atomic Energy Commission (PAEC)	Chasnupp 1, 2	Kanupp
Romania	Societatea Nationala "Nuclearelectrica" S.A.	Cernavoda 1, 2	
Russian Federation	Rosenergoatom Concern OJSC	Balakovo 1, 2, 3, 4 Kalinin 1, 2, 3, 4 Kola 1, 2, 3, 4	Novovoronezh 4, 5 Rostov 1, 2, 3
Slovak Republic	Slovenské elektrárne, a.s.	Bohunice 3, 4	Mochovce 1, 2
Slovenia	Nuklearna Elektrarna Krško	Krško 1	
South Africa	ESKOM	Koeberg 1, 2	
Spain	UNESA	Almaraz 1, 2 Ascó 1, 2 Cofrentes	Trillo 1 Vandellós 2
Sweden	Forsmarks Kraftgrupp AB (FKA)	Forsmark 1, 2, 3	
	OKG Aktiebolag (OKG)	Oskarshamn 1, 2, 3	
	Ringhals AB (RAB)	Ringhals 1, 2, 3, 4	
Switzerland	Axpo AG	Beznau 1, 2	
	BKW FMB Energie AG	Mühleberg	
	Kernkraftwerk Gösgen-Däniken AG	Gösgen	
	Kernkraftwerk Leibstadt AG	Leibstadt	
Ukraine	National Nuclear Energy Generating Company "Energoatom"	Khmelnitsky 1, 2 Rivne 1, 2, 3, 4	South Ukraine 1, 2, 3 Zaporizhzhya 1, 2, 3, 4, 5, 6
United Kingdom	EDF Energy	Sizewell B	
United States	American Electric Power Co.	D.C. Cook 1, 2	
	Arizona Public Service Co.	Palo Verde 1, 2, 3	
	Detroit Edison Co.	Fermi 2	
	Dominion Generation	North Anna 1, 2 Millstone 2, 3	Surry 1, 2
	Duke Energy Corp.	Brunswick 1, 2 Catwaba 1, 2 Harris 1	McGuire 1, 2 Oconee 1, 2, 3 Robinson 2
	Energy Northwest	Columbia	
	Entergy Nuclear Operations, Inc.	Palisades	Arkansas One 1, 2
	Exelon Generation Co., LLC	Braidwood 1, 2 Byron 1, 2 Calvert Cliffs 1, 2 Clinton 1 Dresden 2, 3 Ginna 1 LaSalle County 1, 2	Limerick 1, 2 Nine Mile Point 1, 2 Oyster Creek 1 Peach Bottom 2, 3 Quad Cities 1, 2 TMI 1
	FirstEnergy Nuclear Operating Co. (FENOC)	Beaver Valley 1, 2 Davis Besse 1	Perry 1
	Luminant Generation Company, Llc.	Comanche Peak 1, 2	

	Nextera Energy Resources, Llc.	Duane Arnold 1 Point Beach 1, 2	Seabrook 1 Turkey Point 3, 4
	Pacific Gas & Electric Company	Diablo Canyon 1, 2	
	PPL Susquehanna, Llc.	Susquehanna 1, 2	
	Public Service Electric & Gas Co.	Hope Creek 1	Salem 1, 2
	South Carolina Electric & Gas Co.	Virgil C. Summer, 1, 2, 3	
	South Texas Project Nuclear Operating Co.	South Texas 1, 2	
	Southern Nuclear Operating Company, Inc.	Hatch 1, 2 Farley 1, 2	Vogtle 1, 2
	Tennessee Valley Authority (TVA)	Browns Ferry 1, 2, 3 Sequoyah 1, 2	Watts Barr 1, 2
	Wolf Creek Nuclear Operation Corp.	Wolf Creek	
	XCel Energy	Monticello Prairie Island 1, 2	

Reactors Under Construction / Réacteurs en construction (8)

Country / Pays	Utility / Compagnie d'électricité	Plant name / Nom de la centrale
China	CNNP Sanmen Nuclear Power Company	Sanmen 1, 2
	Fujian Fuqing Nuclear Power Co., Ltd	Fuqing 4, 5, 6
Finland	Fennovoima Oy	Hanhikivi 1
United States	Southern Nuclear Operating Company, Inc.	Vogtle 3, 4

Definitively Shutdown Reactors / Réacteurs définitivement arrêtés (55)

Country / Pays	Utility ¹ / Compagnie d'électricité	Plant name / Nom de la centrale	
Armenia	Armenian Nuclear Power Plant (CJSC)	Medzamor 1	
Bulgaria	Kozloduy NPP Plc.	Kozloduy 1, 2, 3, 4	
Canada	Hydro Quebec	Gentilly 2	
	Ontario Power Generation	Pickering 2, 3	
France	Électricité de France (EDF)	Bugey 1 Chinon A1, A2, A3	Chooz A St. Laurent A1, A2
Italy	SOGIN Spa	Caorso Garigliano	Latina Trino
Japan	Chubu Electric Power Co., Inc.	Hamaoka 1, 2	
	Chugoku Electric Power Co., Inc.	Shimane 1	
	Japan Atomic Energy Agency	Fugen	
	Japan Atomic Power Co.	Tokai 1	Tsuruga 1
	Kansai Electric Power Co., Inc.	Mihama 1, 2	
	Kyushu Electric Power Co., Inc.	Genkai 1	
	Tokyo Electric Power Co.	Fukushima Daiichi 1, 2, 3, 4, 5, 6	
	Shikoku Electric Power Co., Inc.	Ikata 1	
Lithuania	Ignalina Nuclear Power Plant	Ignalina 1, 2	
Russian Federation	Rosenergoatom Concern OJSC	Novovoronezh 1, 2, 3	
Spain	UNESA	Santa María de Garoña	
Sweden	Barsebäck Kraft AB (BKAB)	Barsebäck 1, 2	
United States	Detroit Edison Co.	Fermi 1	
	Dominion Generation	Kewaunee	Millstone 1
	Duke Energy Corp.	Crystal River 3	
	Exelon Generation Co., LLC	Dresden 1	Peach Bottom 1
	FirstEnergy Nuclear Operating Co. (FENOC)	TMI 2	
	Omaha Public Power District	Fort Calhoun 1	
	Pacific Gas & Electric Company	Humboldt Bay 1	
	Southern California Edison Co.	San Onofre 1, 2, 3	

TOTAL REACTORS / REACTEURS AU TOTAL: 408

**PARTICIPATING REGULATORY AUTHORITIES AUTORITES
REGLEMENTAIRES PARTICIPANTES (28)**

Country / Pays	Authority / Autorités
Armenia	Armenian Nuclear Regulatory Authority (ANRA)
Belarus, Republic of	Scientific Practical Centre of Hygiene, Ministry of Health
Belgium	Federal Agency for Nuclear Control (FANC)
Brazil	Brazilian Nuclear Energy Commission (CNEN)
Bulgaria	Bulgarian Nuclear Regulatory Agency (NRA)
Canada	Canadian Nuclear Safety Commission (CNSC)
China	Nuclear and Radiation Safety Centre (MEP)
Czech Republic	State Office for Nuclear Safety (SÚJB)
Finland	Radiation and Nuclear Safety Authority (STUK)
France	Autorité de Sûreté Nucléaire (ASN) Direction Générale du Travail (DGT) du Ministère de l'emploi, de la cohésion sociale et du logement, represented by l'Institut de Radioprotection et de Sûreté Nucléaire (IRSN)
Germany	Bundesministerium für Umwelt, Naturschutz und Reaktorsicherheit (BMU), represented by Gesellschaft für Anlagen- und Reaktorsicherheit (GRS) mbH
Japan	Nuclear Regulation Authority (NRA)
Korea, Republic of	Korea Institute of Nuclear Safety (KINS)
Lithuania	State Nuclear Power Safety Inspectorate (VATESI)
The Netherlands	The Authority for Nuclear Safety and Radiation Protection (ANVS)
Romania	National Commission for Nuclear Activities Control (CNCAN)
Slovak Republic	Public Health Authority of the Slovak Republic (UVZSR)
Slovenia	Slovenian Radiation Protection Administration (SRPA), Ministry of Health Slovenian Nuclear Safety Administration (SNSA)
South Africa	National Nuclear Regulator (NNR)
Spain	Consejo de Seguridad Nuclear (CSN)
Sweden	Swedish Radiation Safety Authority (SSM)
Switzerland	Swiss Federal Nuclear Safety Inspectorate (ENSI)
Ukraine	State Nuclear Regulatory Inspectorate of Ukraine (SNRIU)
United Arab Emirates	Federal Authority for Nuclear Regulation (FANR)
United Kingdom	The Office for Nuclear Regulation (ONR)
United States	U.S. Nuclear Regulatory Commission (US NRC)

ISOE TECHNICAL CENTRES / CENTRES TECHNIQUES ISOE (4)

Asian Region (ATC)	Nuclear Safety Research Association (NSRA) Tokyo, Japan
European Region (ETC)	Centre d'étude sur l'évaluation de la protection dans le domaine nucléaire (CEPN) Fontenay-aux-Roses, France
IAEA Region (IAEATC)	International Atomic Energy Agency (IAEA) Vienna, Austria
North American Region (NATC)	University of Illinois Champagne-Urbana, Illinois, U.S.A.

附属書-II

ISOEへの情報とデータの提供、及びシステム内の情報へのアクセスの条件

ISOE内の情報

ISOE内の情報は、原子力発電所における職業被ばく防護の最適化に資する多くの種類から成り立っている。それは例えば、線量情報、プラント関連情報、及び放射線防護関連情報のデータベース (ISOEデータベース); 技術的分析及びベンチマーキング情報; ユーザーの経験及びフィードバック; シンポジウムと会議の成果; 関連する報告書と出版物; 及びISOE運営委員会がISOE参加者にとって有用と見なすその他の種類の情報である。

ISOE内に保管される情報は、ISOE参加者により、そしてISOE参加者のために、印刷物、電子メディア、あるいはISOEネットワーク (www.isoe-network.net) のような、ウェブベース・アプリケーションを含め、ISOE運営委員会が定めた種々の方法により提供される。

ISOE データベース及び調査票

ISOEデータベースに含まれる情報及びデータとの関連において、3つのレベルの情報が、少なくとも毎年、参加事業者により収集される。これらは下記のデータセットに対応する。

- ISOE1: 運転中の原子力発電所、及び廃止措置中の発電所についての一般的情報、及び運転データであって、運転あるいは廃止措置段階、及び/又はプラント従事者及び請負作業員を含む職業カテゴリーに関連する放射線防護、及び、線量情報について記述するもの。
- ISOE2: 線量の評価と比較に有用な運転に関する、そして静的プラント固有の技術的指標。
- ISOE3: 特定の運転若しくは作業についての、放射線防護関連情報。

その他の情報

ISOEデータベースに加えて、システムはまたデータベース及びその他の技術的分析から、並びにISOE参加者を支援する、ISOEにより組織化された活動から得られる情報を含んでいる。これらの情報は、技術的な要請、自発的なベンチマーキングのためのサイト視察、シンポジウムとワークショップから得られる情報、あるいはISOE参加者によりISOEに提供されたユーザーの経験などがある。

ISOE の機能

第2条と3条に示されるように、ISOEの技術的な運営は、必要に応じて ISOE 参加者及び OECD/NEAの支援の下に技術センター (以後「センター」と呼ぶ) が実施するものとする。それらは2つの明確なそして補完的なISOEの機能を提供する。それらはi)データ及び情報バンク機能、及びii) 情報管理及び分析機能、とそれぞれ定義される。

i) データ及び情報バンク機能

この機能は、上に定義した各レベルの情報の管理と交換のための、最新のシステム全体にわたるデータベース及びウェブ可能なアプリケーションの構築と維持とする。この機能は、情報とデータの収集、収集したデータの品質管理、並びにオンライン及びオフライン保存及び検索サービスを含む。

センターは、調和の取れた形で、ISOEデータベース及びISOEネットワーク、並びにISOE運営委員会の指示によるその他資源とアクセス手段を含む、システム全体にわたる中央集中型情報とデータ管理資源を支えるものとする。OECD/NEAは、第10条と整合するこれらの運用を支援することが要請される。更に、センターは、それぞれの地域のISOE参加者との合意に基づいて、地域ベースのデータ管理に使用されるコンピューター・プログラム、提供されるアクセス・サービスの形態等の詳細を決定するものとする。ただし、すべてのセンターに対し、下記が適用されるものとする。

□ 情報とデータは、i)参加事業者（運転データ、放射線防護関連情報）及び参加規制当局（正式なデータ、研究及び調査プロジェクトの結果）、及びii)技術／科学雑誌及び会議等、外部ソース、という2つの主要なソースから得られる。必要に応じて、このような情報を提供し、及び／又は収集し、そしてISOEデータベース、ウェブサイトあるいはその他の情報管理ツールに入力された情報が放射線防護の専門家により品質管理されることを確実にするのは、センター及びISOE参加者の責任である。

□ 各センター、及びOECD/NEAにおける情報の保管は、許可を得ていないアクセス、及び不慮の破棄に対する予防を含め、安全な保管に関する地域規則及び慣行に則り安全確保されるものとする。各センターは、定期的に、そして時宜を得た方法によって、それらが収集した、あるいはそれぞれの地域において利用可能となった情報を相互に交換して、中央のISOEウェブサイトとデータベースが最新のものとなり、すべてのセンター及びISOE参加者が利用できるものとする。

□ ISOE参加者に対して提供される検索サービスは、欧州技術センターとOECD/NEAにより開設された中央ISOEネットワークを通してのオンラインアクセスにより、及びデータベースのオフライン照会（ISOE運営委員会の指示に従い、CD-ROM、又はその他の普及メディアによる）となる。

ii) 情報管理及び分析機能

この機能は、第13条と整合する上述のデータベースに保管された情報に由来する方法のレベルと傾向、統計、相関、編集物及びレビューに関する報告書と検討書の作成と配布を含む。この作業は、ISOE運営委員会により定められ、共同事務局により支持されたものとして、要請に基づき技術センター、若しくは委任されたISOE下位グループにより実施される。この機能はまた、個々のISOE参加者に対して、中央ISOEネットワークとデータベース、及び／又はそれら自体の組織内における自らの目的のためのデータ管理に資するコンピューター・ソフトウェアを提供することを含む。

更に、職業被ばく管理の技術的側面を討議する、国際及び地域シンポジウム、並びに特定の情報交換会合もまた、ISOEの構成要素である。このような会議における討議は、ISOEにおける情報、及びISOE参加者が、特定の議題に関して交換したいと思う、すべての追加情報に基づくものである。

参加と情報へのアクセス

原子力施設における作業員（従事者及び請負業者）の防護のために、規制機関と事業者が職業被ばく分野において協力することを考慮すると、両方の形態の組織がISOEに参加することが最良であると認められている。

ISOE内に保有される情報は、中央ISOEネットワークを通してのアクセス、及び配布される印刷物又は電子メディアを含め、ISOE運営委員会が定めた種々の方法により参加者に提供される。すべてのケースにおいて、参加者の情報、データ及び資源へのアクセスは、本附属書の条項と整合するものとする。

第4条a項に従って、参加事業者は、下記を行うことにより、運転中の原子力発電所及び廃止措置中の発電所に関するISOEデータベースに積極的に参加することが強く推奨される。すなわち、i)ISOE運営委員会が定めた適正なスケジュールに従い、ISOE1の調査票を完成させ、タイムリーに提出する、ii)ISOE2のデータを更新する、及びiii)興味深い、あるいは新しい情報が利用可能となるごとに、ISOE3のデータを提供する。更に、すべてのISOE参加者は、有用な情報及びデータをすべてシステムに提供することに積極的に関与することが推奨される。

附属書－Ⅲ

ISOE 運営委員会

Country / Pays (Consistent with participation as given in Annex 1 / Conformément à la participation comme indiqué dans l'annexe I)	Maximum number of Members ² / Nombre maximum de Membres	Distribution of Members ³ / Répartition des Membres	
		Authorities / Autorités	Utilities / Compagnies
Armenia / Armenie	2	1	1
Belarus, Republic of / Bélarus, République du	1	1	-
Belgium / Belgique	2	1	1
Brazil / Brésil	2	1	1
Bulgaria / Bulgarie	2	1	1
Canada	3	1	2
China / Chine	3	1	2
Czech Republic / République tchèque	2	1	1
Finland / Finlande	2	1	1
France	3	1	2
Germany / Allemagne	1	1	-
Hungary / Hongrie	1	-	1
Italy / Italie	1	-	1
Japan / Japon	3	1	2
Korea, Republic of / Corée, République de	3	1	2
Lithuania / Lituanie	2	1	1
Mexico / Mexique	1	-	1
the Netherlands / Pays-Bas	2	1	1
Pakistan	1	-	1
Romania / Roumanie	2	1	1
Russian Federation / Fédération de Russie	2	-	2
Slovak Republic / République slovaque	2	1	1
Slovenia / Slovénie	2	1	1
South Africa / Afrique du Sud	2	1	1
Spain / Espagne	2	1	1
Sweden / Suède	2	1	1
Switzerland / Suisse	2	1	1
Ukraine	2	1	1
United Arab Emirates / Émirats arabes unis	1	1	-
United Kingdom / Royaume-Uni	2	1	1
United States / Etats-Unis	3	1	2
TOTAL:	61	26	35

² 1国の規制当局と事業者の両方がISOEに参加すると想定する。これら2つのカテゴリーのうち、1つだけが参加している場合には、ISOE運営委員会への国内代表は、このカテゴリーに割り当てられる会員数に制限される。

³ 1国は、ISOEに参加している原子炉数（運転中若しくは廃止措置実施中）が国内において15基を超える場合を除き、ISOE運営委員会における事業者代表1名が割り当てられる。1国において、保有する原子炉が15基を超える場合には、ISOE運営委員会が2名の事業者代表を割り当てるものとする。